

●商工業緊急資金(特例)【必要書類】

法人			個人		
チェック欄	提出書類	備考	チェック欄	提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/> 制度融資紹介申込書	新宿区HPからダウンロード可能	1	<input type="checkbox"/> 制度融資紹介申込書	新宿区HPからダウンロード可能
2	<input type="checkbox"/> 事業税の納税証明書	都税事務所が発行 ※発行日より3か月以内のもの ※法人税確定申告書の申告年度と対応したもの ※非課税の場合でも必要	2	<input type="checkbox"/> 個人事業税の納税証明書	都税事務所が発行 ※発行日より3か月以内のもの ※非課税の場合は不要
3	<input type="checkbox"/> 代表者の住民税の納税証明書	課税証明書では不可 住所地の区役所等で発行 ※非課税の場合は非課税証明書が必要 ※複数代表・連帯債務の場合は各人分必要 ※納付期日までの納付が確認できるものが必要 ※発行日より3か月以内のもの	3	<input type="checkbox"/> 代表者の住民税の納税証明書	課税証明書では不可 住所地の区役所等で発行 ※非課税の場合は非課税証明書が必要 ※連帯債務の場合は各人分必要 ※納付期日までの納付が確認できるものが必要 ※発行日より3か月以内のもの
4	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(法人の登記簿謄本)	現在事項全部証明書では不可 法務局出張所が発行 ※発行日より3か月以内のもの	4	<input type="checkbox"/> 住民票 ※新宿区外(東京都内に限る)に営業の本拠があり、新宿区内に1年以上お住まいの方のみ必要	※発行日より3か月以内のもの ※住所が1年以上区内にあることがわかるもの ※個人番号の記載不要 ※共同名義・連帯債務の場合は確認分必要
5	<input type="checkbox"/> 法人税確定申告書(別表すべて)と決算書(勘定科目内訳書を含む)の全ページのコピーを2部 ※税務署受付印のあるもの	※電子申告をしている方は、「法人税のメール詳細」もあわせて2部添付すること ※直近の1期分で可 ※1期以上申告を行っていることが必要	5	<input type="checkbox"/> 所得税確定申告書の全ページのコピーを2部 ※税務署受付印のあるもの	青色申告決算書、収支内訳等付属書類のあるもの ※電子申告をしている方は、「所得税のメール詳細」もあわせて2部添付すること ※直近の1期分で可 ※1期以上申告を行っていることが必要 ※連帯債務の場合は各人分必要
6	<input type="checkbox"/> 試算表のコピー2部(貸借対照表及び損益計算書)	決算後、6か月を超えた場合はその後の試算表が必要(決算の翌月から申込月の前月又は前々月までの累計がわかるもの)	/		
7	<input type="checkbox"/> 見積書	設備資金の場合は業者の有効期間内の正式な見積書が必要(見積の内訳があるもの) ※請求書、契約書でも可 ※発行企業の社印があるもの(担当者印は不可) ※有効期間の記載がない場合、発行日から1か月間とする ※宛て名は法人名とする。 ※支払済のものは融資対象外	6	<input type="checkbox"/> 見積書	設備資金の場合は業者の有効期間内の正式な見積書が必要(見積の内訳があるもの) ※請求書、契約書でも可 ※発行企業の社印があるもの(担当者印は不可) ※有効期間の記載がない場合、発行日から1か月間とする ※宛て名は個人事業主の氏名とする。 ※支払済のものは融資対象外
8	<input type="checkbox"/> 法人の実印	/	7	<input type="checkbox"/> 個人の実印	/

住民税の納税証明年度表 (証明年度と納付確認期間)

●納期到来分について完納していないとお申込みはできません。

また、納税証明書のみで完納の確認がとれない場合は、領収書等が必要になることがあります。

住民税の納税証明書は、発行日から3か月以内、かつ以下の納付が確認できるものをご用意ください。

【普通徴収の方】

申込月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
証明年度	令和4年度				令和5年度							
納付確認期間	第4期まで				第1期まで	第2期まで		第3期まで			第4期まで	

【特別徴収の方】

申込月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
証明年度	令和4年度				令和5年度							
納付確認期間	最新の納期まで				最新の納期まで							

※住民税は当該年度の前年の所得から算出されます。例：令和5年度分は令和4年1月～12月の所得から算出